



相続発生後でも間に合う 土地評価減 テクニック



土地の評価をする上で、
実務上押さえておくべき必須項目を、
設例を交えながら具体的に紹介

特典

講師著書付き『相続発生後でも間に合う 土地評価減テクニック』
山本隆正 著・中央経済社・2016年・定価 3,240円(税込)



講師

山本隆正氏 税理士

税理士法人チェスターに所属し、主に相続税申告業務を担当。それまでの相続税申告や生前対策などの経験を活かし、チェスター大阪事務所の開店当初からメインスタッフとして従事

(経歴)

2005年 神戸大学経営学部卒業
2006年 税理士法人FP総合研究所 資産税部門 入所
2015年 税理士法人チェスター 大阪事務所 入所

(書籍)

『相続発生後でも間に合う 土地評価減テクニック』
(中央経済社 2016)
『相続実務における雑種地の評価』(清文社 2016)

2016 **9/12** 月 13:00-16:00

会場受講

定員 **40** 名

詳しい講座内容は裏面をご覧ください。➤

会場 [八重洲] × [オンライン] **ビジョンセンター東京**

東京都中央区八重洲2-3-14 ケイアイ興産東京ビル 4F-7F,B1 TEL:03-3527-9841
JR東京駅 八重洲南口 徒歩2分・東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口徒歩2分

受講料

会員(相続・事業承継実務研究会/Farbe定額制クラブ) : **無料**

一般 : 20,000円(書籍代・税込) ※書籍を持参される方は3,000円off

一般的に土地の価格は一物四価と言われます。相続税評価額の計算上における土地はどうでしょうか。評価減できる論点がない土地ならいざ知らず、担当する税理士によって土地の評価額は一物百価になることはあり得ます。

相続税の評価計算上の土地の評価に一定の解答はありません。その評価方法と評価額がストライクゾーンを外れていないかどうか、ということがポイントです。

そして、土地の減可能のメニューをどれだけ知識として持っているのか、そのメニューの使いどころを事例に適切に反映させているのかが、税理士としての腕の見せどころと言っても過言ではありません。今回は、基本から応用まで、実務上遭遇する可能性の高い論点を紹介していきます。

講座内容

1. 土地評価の手順

- ① 資料収集
- ② 現地調査
- ③ 役所調査

2. 土地評価減テクニック

- ① 容積率の異なる2以上の地域にわたる土地の評価減
- ② 私道がある場合の評価減
- ③ 特定路線価の設定の必要性
- ④ 広大地評価のための資料収集
- ⑤ 生産緑地農地の評価と周辺知識(水路河川がある場合、高圧電線がある場合、広大地)
- ⑥ 市街化調整区域内のある雑種地評価
- ⑦ 空室がある賃貸アパート敷地の評価減(「一時的な空室」の考え方)
- ⑧ 一団の宅地に複数の賃貸アパートがある場合
- ⑨ 土地を分筆して取得する場合
- ⑩ 2割加算適用者がいる場合の分割の工夫

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

2016/9/12(月)「相続発生後でも間に合う土地評価減テクニック」申込書

書籍の有無 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。 書籍持参する(3,000円off) 書籍を持参しない

参加者名 | フリガナ

種 別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 相続・事業承継実務研究会会員
- 一 般
- Farbe定額制クラブ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

TEL.2 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX

E-mail